平成２３年（フ）第２９０８号
愛知県小牧市小牧２丁目10番地　小牧キャッスルハイツ211号
破産者　倉知水道設備こと　倉知　金良
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８９号
愛知県海部郡大治町大字三本木字柳原23番地の１大治マンション307号、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字花常字馬島浦1347番地の３
破産者　山内　貴子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６６号
愛知県瀬戸市西松山町２丁目７番地の１　野村新瀬戸ヒルズ1113
破産者　田口　弘樹
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７５３号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目１番36号
破産者　辻　善四郎
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４７７号
大阪府東大阪市中小阪１丁目17番17号
破産者　辻　　要一
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５５７号
大阪府枚方市磯島茶屋町８番１―101号、開始決定時の住所大阪府松原市小川４丁目９番12号
破産者　萩　　忠彦
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０３号
堺市東区草尾356番地16
破産者　岸田　明子
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
大阪府富田林市若松町西１丁目1845番地３―306
破産者　楠本　孝一
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３４０号
神戸市長田区日吉町６丁目１番３号　ウエストヴィレッジ鷹取203号、従前の住所神戸市須磨区寺田町３丁目１番31号
破産者　浦野淑世美
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７８号
神戸市兵庫区松本通５丁目３番16号、従前の住所神戸市長田区一里山町１番７―403号
破産者　松浦　　誠
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８０号
兵庫県西宮市笠屋町12番９―302号、開始決定時の住所兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目２番11―505号
破産者　渡邉　文朗
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０７号
兵庫県西宮市田近野町７番１―502号
破産者　藤井　万里
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４７１号
熊本県上天草市大矢野町登立2614番地14
破産者　松本　　徹
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割４番地15
破産者　福士壽美子
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第３２号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割４番地15
破産者　福士　芳治
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３６号
滋賀県草津市木川町864番地　レジデンス草津304号、前住所滋賀県草津市草津町1454番地34
破産者　プロテックこと　深水　　洋
1　決定年月日　平成24年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部